

# 第1608回島根県教育委員会会議録

日時	令和3年7月7日
自	13時30分
至	16時00分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (議決事項)

第6号 島根県教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正について（総務課）

—————以上原案のとおり議決

#### (承認事項)

第2号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について（総務課・学校企画課）

—————以上原案のとおり承認

#### (協議事項)

第2号 隠岐島前高等学校における学科転換に向けた方向性について（学校企画課）

—————以上資料により協議

#### (報告事項)

第15号 島根県教育委員会教育長の任命同意について（総務課）

第16号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

第17号 島根県社会教育委員の異動について（社会教育課）

第18号 島根県立図書館協議会委員の改選について（社会教育課）

第19号 文化財（史跡）の指定について（文化財課）

第20号 旧海軍大社基地関連施設群の史跡指定要望への対応について（文化財課）

—————以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (議決事項)

第7号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

第8号 令和4年春の叙勲候補者の推薦について（保健体育課）

第9号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

—————以上原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 教育委員会事務局職員（管理職）の人事異動について（総務課）

—————以上原案のとおり承認

(協議事項)

第3号 令和4年度全日制県立高校の各圏域における入学定員について（学校  
企画課）

—————以上資料により協議

## II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】  
新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員
- 2 欠席者  
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題、議決第7号
福間参事	公開議題、議決第9号
佐藤教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、協議第3号
中西県立学校改革推進室長	公開議題、協議第3号
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
舟木保健体育課長	公開議題、議決第8号
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題、議決第9号
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	林委員	

— 公 開 —

○新田教育長 議事に入る前に、昨日6日からの大雨に係る教育委員会の対応などについて総務課長から報告する。

○錦織総務課長 本日11時からの県の災害対策本部会議で配布した資料により、7月6日からの大雨に係る公立学校等の状況についてお知らせする。休校等の状況として、県立学校の臨時休校が、高等学校20校、特別支援学校4校の計24校。市町村立学校においては、幼稚園44園、小学校70校、中学校27校、義務教育学校1校、高等学校1校の計143校・園が臨時休校となっている。始業時間を遅らせた学校、終業時間を早めた学校も一部ある。施設等への被害状況については、現在引き続き確認中であるが、午前中の段階では被害報告はなかった。雨については、明日にかけて引き続き断続的に降るとの気象庁からの話もある。各学校・施設と連絡を取りながら対応していく。

○新田教育長 各学校の状況、施設の被害状況については引き続き確認作業を進めていく。

**議決第6号 島根県教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正について（総務課）**

○錦織総務課長 資料1の1ページをお願いする。島根県教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正について御説明する。こちらの規則は、教育委員会の定める各種規則等の公布にあたっての、形式的な手続き等を定めている規則となる。

1 改正理由について、行政手続きにおける押印等の見直しについては、現在国の旗振りもあって全国的に進められているところである。本県においてもその一環として、条例等の公布に関する条例の一部改正が、先の県議会6月定例会において7月1日に議決され、即日公布、施行されたところである。

まず、条例改正の内容について御説明する。内容は3 改正内容の参考欄に記載しているが、(1) 規則を公布する際の「知事の署名」を廃止し、「知事名の記入」とする、(2) 規則を除く規程を公表する際の「公布又は公表の旨の前文の記入、知事名の記入及び知事印の押印」を廃止し、「知事名の記入」のみとする、というものであり、規則の公布等にあたっての形式的な手続きを見直すものとなっている。条例改正の新旧対照表を1の3ページ、1の4ページに掲載していますので御確認いただきたい。

お戻りいただき、このたびの教育委員会規則の改正である。1 改正理由の2つ目の○であるが、先ほどの条例改正の趣旨を踏まえ、教育委員会規則における類似規定につい

ても同様の改正を行うことが適当であると考えられることから、今回改正について付議するものである。

2 改正する規則は、「島根県教育委員会規則等の公布に関する規則」になる。

3 改正内容については、先ほど触れた条例改正と基本的に同じような内容となるが、(1) 規則を公布する際の「教育委員会名の記入及び教育長の署名」を廃止し、「教育長名の記入」とする、(2) 規則を除く規程を公表する際の「公布又は公表の旨の前文の記入、教育委員会名の記入及び教育長印の押印」を廃止し、「教育長名の記入」とするというのが主なものである。(3) その他規定の整理は、軽易な字句修正となる。1の2ページに新旧対照表を掲載しているので併せて御確認いただきたい。

4 施行期日であるが、改正条例のほうはすでに7月1日に施行されており、本日議決をいただけたら、なるべく間を置かず施行することが適当であることから、直近の県報発行日である7月9日に県報掲載により公布し、即日施行と考えている。

○新田教育長 行政手続における押印等の見直しの一連の流れの中での改正である。

———原案のとおり議決

## 承認第2号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について（総務課・学校企画課）

○錦織総務課長 資料2の1ページをお願いする。島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程、これら規則・規程の一部改正について御説明する。最初の教育庁等職員服務規則のほうは教育庁本庁や教育機関の職員の服務について、また、県立高等学校等の教職員の服務規程のほうは県立高校や特別支援学校の教職員の服務について定めているものであり、対象が異なるが、趣旨としては同じように服務について定めている規則・規程ということになる。

1 概要について、こちらも先ほどの議題と同様、行政手続における押印等の見直しに関連するものとなる。先の県議会において、先ほどの条例等の公布に関する条例と併せて、職員の服務の宣誓に関する条例も改正されており、同じく7月1日付けで公布、施行されている。条例改正の内容については、資料の真ん中どころに参考として記載しているが、新たに職員となった者が行う「任命権者又は任命権者の定める公務員の面前における宣誓書への署名」を廃止し、「宣誓書の任命権者への提出」とするものである。それに伴い、関係する教育委員会規則・規程2本を改正するものであるが、ここで規則の条文をご

覧いただきたい。資料2の2ページ、教育庁等職員服務規則の新旧対照表の右側、改正前欄の第5条に「条例第2条の規定により所属長の面前において服務の宣誓」とある。同じく資料2の5ページからが県立高等学校等の教職員の服務規程となるが、続く2の6ページの第4条に「条例第2条の規定により、所属長の面前において、宣誓書に署名」とある。今回、条例の関係条項が7月1日付けで改正となり、所属長の面前での宣誓行為が不要となったので、関係する規則等の改正についても条例改正と同時にに行わないと、条例と規則等の内容に矛盾、齟齬が生じることとなる。先ほど議決いただいた規則等の公布に関する規則の改正は、必ずしも条例改正と同時である必要まではないが、今、御提案している服務規則等のほうは、必ず同時に行う必要があった、つまり規則等の改正を7月1日付けで行う必要があったものである。

以上を踏まえて、資料2の1ページ1 概要の2つ目の○、改正条例は令和3年7月1日付けで施行されているが、関係する規則等の改正について教育委員会会議に付する暇がなかったことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、同じ7月1日付けで教育長の臨時代理により改正を行い、同日に公布、施行している。については、同規則第3条第2項の規定に基づき今回御報告し、承認を求めるというものである。

2 改正を行った規則等の名称と改正内容について、規則等の名称は、先ほどご覧いただいた2本の規則・規程となる。改正内容については条例改正とリンクする内容となるが、所属長の面前での宣誓行為を廃止し、任命権者である教育委員会への宣誓書の提出とするものである。その他規定の整理については、ともに軽易な字句修正等となる。なお、実際に提出することとなる宣誓書の様式については、様式の新旧が2の8、2の9ページになるので参考までに御覧いただきたい。今回の改正により、押印が不要となる等の見直しが行われている。

3 施行期日であるが、先ほど御説明したとおり、条例の公布、施行と同じ7月1日付けですでに施行となっている。

4 その他、こちらは補足であるが、今回の改正により、条例と規則・規程の規定内容は、実はまったく同じ内容となる。なので、仮に今回、規則・規程から当該条項をまるまる削除したとしても、職員は条例の規定に基づき、宣誓書を任命権者（教育委員会）に提出することになるので、少なくとも規定上は、必ずしも規則・規程の中で同じことを定める必要はないという状況である。しかしながら、仮に規則・規程から当該条項を削除した

場合、教育委員会の規則・規程の中に、サービスの宣誓に関する条文がなくなってしまうことになり、サービスの宣誓自体が必要なくなるかのような、誤った受け取られ方もされかねない。サービス規律の確保に関する事項については、今後も引き続き教育委員会の規則・規程の中にきちんと明記し、徹底を図ることが適当であると考えてるので、条例と重複する内容ではあるが、規則・規程の中に残す形でこのたびの改正を行っているということを、補足させていただく。

○新田教育長 7月1日関係条例の改正が議決、施行されたので、同日付で臨時代理により改正を行ったところである。

○真田委員 印鑑を省略していくというのは国の方針でもあって、それに沿った改正で非常にいいと思う。ただ、印鑑がなくなるということで、名前等記入をするのに自筆、自分のサインで書くということになるのか。

○錦織総務課長 いろいろなものがデジタル化される状況であり、このあたりがはっきり決まっているものではないが、現行の規定によると自署ということで考えている。

———原案のとおり承認

## 協議第2号 隠岐島前高等学校における学科転換に向けた方向性について（学校企画課）

○中西県立学校改革推進室長 資料3の1ページを御覧いただきたい。6月の教育委員会会議において、国による高等学校教育改革の推進に向けた制度改正と県の対応について報告をさせていただいたが、その際、普通科改革に関しては、各高校の目指す学校像や特色と、国の制度改正の趣旨を照らし合わせながら、それぞれの高校について望ましい教育の在り方の検討を行っていくという報告をさせていただいた。本日は、「県立高校魅力化ビジョン」に基づき、普通科高校の特色化に係る隠岐島前高校の学科転換について、国の制度改正を踏まえ、県の方向性について協議をお願いしたい。

なお、冒頭で1点、言葉の使い方について補足説明をさせていただく。学科の設置及び廃止については、従前は学科の「改編」と表現していた。このたび、学科の「転換」としているのは、文部科学省において、普通科改革の制度改正によって従前の学科を新たな学科に見直す場合には、この「転換」という言葉を使用していることから、普通科改革に伴う学科の変更については、学科の「転換」を使用させていただいている。

1 学科転換の趣旨であるが、ひとつ目の○に「県立高校魅力化ビジョン」の推進とある。これまでも島根県では、自らの人生と地域や社会を切り開くために必要となる生き

る力の育成を目指し、高校の魅力化を進めてきた。そして各高校においては、育てたい生徒像の実現に向けて、それぞれのアプローチで取組を行っている。特に隠岐島前高校においては先導的に魅力化に取り組み、しまね留学の推進をはじめ、町と連携したコーディネーターとの協働による地域探究学習に取り組み、近年では、国の地域協働事業に指定されてもいる。また、新しい学習指導要領が実施される令和4年度に合わせて教育課程を見直すなど、更なる改良に取り組んでいる。そうした中、2つ目の○にあるように、島根県の取組と重なる形で、国による「普通教育を主とする学科」の弾力化に係る制度改正が行われた。この国の制度改正の概要については、繰り返しとなるが、6月の教育委員会会議で御説明させていただいたように、国の説明資料を3の2ページ及び3ページに別紙1として付けている。そのうち普通科改革について、国の通知の内容を分かりやすく図にしたものが3の4ページにあるので、これも併せて御覧いただきたい。図の左側、現行では普通教育を主とする学科としては、普通科しかないが、これを矢印の右側、国の示す要件に合致する場合には、設置者の判断で、その特色に応じて普通科以外の新たな学科を設置することを可能としている。主な設置要件として、①から④を挙げている。具体的には、いわゆるスクール・ポリシーと言われる「三つの方針」にふさわしい学科名にすることや、「三つの方針」を踏まえた学校設定教科に関する科目並びに総合的な探究の時間を開設、全ての生徒が履修することなどが挙げられている。また、その下の①、②にあるように、新たな学科として、学際領域に関する学科又は地域社会に関する学科を置く高校については、大学等又は地域の関係機関等との連携協力体制を整備することを義務付けるとともに、その連携協力が円滑に行われるよう連絡調整を行う職員の配置、その他の措置を講ずるよう努めることとされている。これらの制度改革の趣旨を踏まえて、隠岐島前高校における教育活動について、事務局の方で検討したところ、現行の普通科を地域探究に関する新たな学科に転換することが適当であると考えたものである。

資料の3の1ページを御覧いただきたい。2 学科転換の概要である。国の制度改革を踏まえて、現行の普通科2学級のうち1学級を「地域社会に関する学科」への転換を検討している。設置は新しい学習指導要領が実施される令和4年度を想定、募集方法は現行の普通科と新学科のくくり募集、いわゆる一括募集を検討している。1年次は共通のカリキュラムを履修して、2学年進級時に現行普通科か新学科のいずれかを選択することを考えている。

3 新学科における学びの特長としては、スクール・ポリシーに掲げるグローバル人材の育成を踏まえた学校設定教科の総合的な探究の時間を軸とする教育課程を挙げている。具体的には、地元自治体や関係団体との連携・協働による学び、校外での実地学習や地域人材の支援協力による学びの展開、地域課題解決に向けた教科横断的・探究的な学びを計画している。

今後の予定としては、令和4年度設置の場合には、本年9月の教育委員会会議で、入学定員に合わせて、議決事項として付議、10月に「令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」の公表、そして、来年1月に推薦選抜、3月に一般選抜の実施ということになっている。

○新田教育長 この件については、前回の6月7日の教育委員会会議において報告事項として御報告したものである。国においての高校の教育改革、これに伴う制度改正を受けて、県内の県立高校でどのような対応をしていくか検討を進めるということで、前回御報告したところである。今説明があったように、令和4年度の見直し、転換も視野に入れながら、隠岐島前高校での学科転換に向けた作業なり準備を現在進めていくというところで、本日教育委員会会議において協議事項として挙げさせていただいたところである。普通科の中でも新しい学科の弾力化というこれまでになかった取組である。様々な面からの御意見、御質問をいただきたい。

○林委員 募集方法はくくりということで、おそらく2年次に進学する前に希望を取るであろうが、割合的に大きく隔たっているけれども、そのままカリキュラムは2年次、3年次とその人数編成で続けるということでしょうか。

○中西県立学校改革推進室長 林委員の方から、くくり募集を行った場合、2年次の進級時に学科の選択を行った人数バランスによって、教育課程が変わるかどうかについての御質問であったが、これはあくまで教育課程のカリキュラムどおりに行う。収容定員が定められており、まだ議決はしていないが、通常であれば1学級で40名の設定となる。その範囲の中で何名になるかというのはあるが、それによって学びが変わるということは想定していない。

○林委員 クラス自体は40人と40人の半々に分かれるが、いずれかの学科の希望が多ければ、単位ごとに履修をするということか。その新学科の希望者が、たとえば60人いれば、履修するカリキュラムは60人で普通科とは別にやるということか。

○中西県立学校改革推進室長 仮に収容定員を40人と定められた場合、40人を超えてそ

の学科に所属することはできないので、何らかの校内での調整は図られると思われる。実際に現在も県内では情報科学高校、松江商業高校、浜田商業高校において、くくり募集を行っている。1年間同じカリキュラムを学ぶ中で、自身の適性等を踏まえて学科選択を行うが、最終どうしても人数の調整が着かなかった場合は、面接等を繰り返しながら最終決定しているのが実態である。

○林委員 ということは、新しい学科を希望して入学しても、そのとおりにならない場合があるということか。

○中西県立学校改革推進室長 お見込みのとおりである。

○池田委員 海士町にある隠岐島前高校は、今までもかなりこういう取組が進められてきたと感じている。新学科として地域探究に関する学科ということをやろうということだが、海士町では地域の企業等も限られている中で、これまでとどのように違ってくるのか。また、海士町では今あらゆる分野で人材不足があり、いろいろな業種を取り扱った人材バンクみたいなもので調整するとも聞いている。進学して学んで、その後の進路にはどのように結びついていくことになるか。

○中西県立学校改革推進室長 池田委員の方から2点、質問をいただいた。これまでの学びとの違いと、その後の進路選択についてというところである。1点目について、従前から地域をフィールドとした探究活動、地域と連携した学びは展開されているが、令和4年度に向けて、新たな学習指導要領の実施と併せてさらに指導の在り方を改善していく中で、このたび国の制度改正もなされた。国としては、このたびの制度改正により、情報発信の強化、多様な生徒に対応した学びの実現、さらには新しい学習指導要領の中で示されている探究的な学び、こうした点をぜひ前面に出したいということであり、文部科学省もそのように説明している。こうしたことも踏まえ、今までのように選択科目の中で学ぶのではなく、1つの学科という形で、生徒の興味関心に応じてより一段と特色化した学びを展開することができる、今までの流れをさらに一歩前進させることができるものと期待を持っている。まだ構想段階ではあるが、2年次、3年次の新たな学校設定教科に関する科目として、週に1日地域に出かけて行って、学校から飛び出して地域で探究活動を行う、自身の興味関心に合ったテーマを見つけて学びを深める、2年次は主に地域、3年時に更に視野を広げてグローバル、そういったこともイメージしている。ぜひ今までの知見、経験を生かして、そういった特色あるグローバル人材の育成に取り組んでいただくことを期待している。2点目の卒業後の進路選択については、これ

はあくまで普通教育を主とするものであり、従前と変わらない。大学等を含めた進学、あるいは就職等であり、その点は変わらない。近年、進学等において、課題解決型学習などが大学でも重視されており、学校でもそういった実践活動を重視している。そういったところも、こちらとしては興味深く見ていきたい。

○池田委員 新しい学科の名称はどうか。

○中西県立学校改革推進室長 名称については現在調整中である。先ほどの説明の中でも申し上げたが、文部科学省の「三つの方針」、スクール・ポリシーを踏まえたものを考えている。そういった意味では、たとえば「地域」であるとか、「協働」、「探究」、それらに類するような言葉を交えながら、学習内容を簡単にイメージできる学科名を考えている。

○朋澤委員 学校の中で、どのような立場の先生が、こうした活動に携わっていかれるのか教えていただきたい。

○中西県立学校改革推進室長 当然、各教科の中ではそれぞれの専門教科の教員が関わるが、総合的な探究の学習であるとか、学校設定教科に関する科目では全教員で対応していく。その中でも、地域人材に支援をいただく部分もある。たとえばそのテーマが、人、文化、言語などであれば、そういった視点に着目した分野にそれぞれ専門性を持つ教員が中心となってサポートしていく、そういった形が考えられる。

○朋澤委員 令和4年度から実施することなので、学校内の体制というのは、今年度から整えられるということか。

○中西県立学校改革推進室長 今年度というか、実は国の動きと並行して、隠岐島前高校だけではなく、各県立高校においては、令和4年度の新しい学習指導要領に向けて、新しいカリキュラムを検討していた。隠岐島前高校を含め、それに向けた国の動きを我々も情報共有しており、今後もそれを踏まえて進めていく。当然さらに強化していく部分もあるが、今までに行ってきた基盤もあるので、それをさらに発展させていくということになるかと思う。

○朋澤委員 私の地元の吉賀高校の子どもたちも地域に出かけていっており、そうすることによって地域の方々も高校生を理解したりして、地元の中で高校がとても大きな役割を果たしていると感じているところである。また島根県内でこのような新学科ができて、より一層の高校生の活躍につながり、高校生の将来の展望が開けて行くことを楽しみにしている。

○真田委員 普通科の学科転換ということで非常に新しいことなので、多分手探りとい  
うか、なかなか大変だと思う。これに合わせた学校設定教科に関する科目を2科目以  
上ということだが、どの程度を想定しているか、教えていただきたい。

○中西県立学校改革推進室長 学校設定教科に関する科目については、全ての生徒が2  
単位以上ということである。今、学校で計画されているところでは、2年次に6単位、  
3年時に6単位、計12単位の学科設定ということである。内容的には先ほど申し上げた、  
地域に出かけていって自身の興味関心に基づいたテーマを見つけ、地域の中で探究活動  
を行うといったものである。

○真田委員 6単位というけっこう大きな単位数を設定しており、1日外に出て学習す  
るというような話も先ほどあったが、そうなるとうちでもコーディネーター的な存在  
の方が必要になってくると思う。このあたりはどういった対応を考えているか。

○中西県立学校改革推進室長 先ほどの国の方の検討の中でも、こうした取組が円滑に  
機能するための人材についてコーディネーターという表現が使われる場合がある。必ず  
しもそれが教員であるとか、地域住民であるとか、そういった規定はないが、現に隠岐  
島前高校においてはコーディネーターが複数いる。所属はまちまちであるが、各学校に  
もそういった方がいる。県立学校内には主幹教諭を中心とした組織体制もあり、教育指  
導課とも連携しながらそういったところも支援していきたい。

○真田委員 先生方の負担にならないように、また、新しい試みなので、県教委がバッ  
クアップして、できるだけ協力していただきたい。

○河上委員 多くの学校では、新入学生、現中3の生徒を対象にそろそろ学校案内のパ  
ンフレット等の資料を作成されて、特に夏休み中の8月には学校見学会や説明会の計画  
をされると思うが、このたびの新学科の紹介は、ここにある10月の公表後になるのか。

○中西県立学校改革推進室長 そのことについては従前から学校とも相談しており、公  
表前の段階で決定的なことを言うことはできないが、たとえば各学校で、校内でそうい  
った方向で検討している、国の制度に沿って新しいカリキュラムを研究している、そう  
いった形で情報提供するのは差し障りがないといった話をしている。本日こうして協議  
をいただいたので、その内容も踏まえながら、そういった方向性についても地域で共有  
いただきたいと思う。特に隠岐島前高校については「しまね留学」を進めており、説明  
会においてもそのように周知されると思っている。

○新田教育長 この資料にも記載があるように、今後、スクール・ポリシー、あるいは

スクールミッション、グランドデザイン等で、学校が目指すところ、生徒に求めるもの、そういったところをはっきりと示していくという作業が入ってくる。それをうまく利用しながら情報発信していくということもあるかと思う。決定事項としてのスケジュールは3の1ページの下段の方に書いてあるとおりであるが、学校が目指すところというの軸にしながら、こういったところを中学3年生であったり、その保護者であったりに伝えていくことになる。確定ではないけれども、こういった準備をしているということは、この会議自体もオープンにしているわけで、そういったところへも流れは伝わっていくと考えている。

——資料により協議

#### 報告第15号 島根県教育委員会教育長の任命同意について（総務課）

○錦織総務課長 4の1ページをお願いする。新田教育長にあつては、平成30年7月11日からの3年間の任期が7月10日で満了することとなる。新田教育長の後任の人事案件が、7月1日、県議会6月定例会に知事から提案されて、同日に県議会の同意が得られたので御報告する。教育長の氏名は野津建二氏である。4の2ページの表を御覧いただきたい。この表により県議会に提案されたところである。4の3ページに野津氏の略歴を載せている。平成23年社会教育課長、平成24年保健体育課長を務めている。財政課長、総務部次長、政策企画局長を歴任し、このたび島根県を辞職となっている。新しい教育長の任期は令和3年7月11日から3年間である。

○新田教育長 私の任期は7月10日で満了する。そのあとの教育長の任命ということである。

——原案のとおり了承

#### 報告第16号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○錦織総務課長 新型コロナウイルス感染症については、これまでも教育委員会の所管の感染症対応でトピックがあった場合に、都度、報告をさせていただいている。まず、1. 特別支援学校教職員への新型コロナワクチンの職域接種についてである。（1）経緯等であるが、県の機関では、医療従事者等優先接種の一環として、保健所、防災航空隊などの職員へのワクチン接種を行っているところである。今回、新たに警察業務関係職員及び特別支援学校教職員について、市町村が進めている住民接種に影響を与えない

体制、規模の範囲内で、職域接種として実施する予定である。（２）接種理由であるが、特別支援学校はコロナウイルスに感染した場合に重症化リスクが高いと言われている、基礎疾患を有する幼児・児童・生徒が通学・在籍していることから、当該学校の教職員の発症や重症化リスクを軽減するためである。（３）対象人数は最大で約 1,000 人である。各学校で希望調査をとり、希望者への接種を行うこととしている。（４）接種方法であるが、まず実施形態は、県警が、警察業務関係職員及び特別支援学校教職員を接種対象とした職域接種として実施するものである。次に接種会場とそれに係る要員確保について、会場は県立中央病院で、同病院の医療従事者により接種をする。なお、会場の運営については、接種対象の県警と県教育庁職員（保健師を含む）が運営を行うこととなっている。実施期間については 7 月から 8 月にかけて、いずれも土・日を利用して行うこととしている。④に記載のとおり、このたびの一連の職域接種について、県立中央病院における県全域に対する高度な三次医療の提供、また、新型コロナウイルス感染症への対応等に影響が生じない範囲内での接種を行うこととしている。

続いて、2. 部活動に関する各大会の実施方針・実施状況及び感染症対策である。県の高校総体は無事開催されたところである。全国の高校総体は、福井県を主会場に 6 つの県で開催される。（１）県内大会の実施方針・実施状況であるが、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」の留意事項を踏まえ、感染症対策を徹底した上で予定どおり開催すること、加えて各団体が示す感染症対策を強化する方針を取り入れ、競技ごとのガイドラインに基づき実施することとしている。その上で、※に書いてあるように、今後の感染状況を踏まえて随時検討することとしている。続いて、5 の 2 ページの表であるが、高体連、高野連、中体連等が主催する県内での大会の状況である。高野連の全国高等学校野球選手権島根大会も、来週 7 月 15 日に開会の予定である。（３）県大会・県内開催大会に係る感染症対策として、各学校体育団体や島根県高等学校文化連盟が主催する大会の開催に対し、感染症対策を徹底するに当たり平年の開催費用を上回る部分、いわゆる「かかり増し経費」、また、大会に参加するにあたって感染症対策を徹底することによる移動費や宿泊費について支援するものである。このうち、イ. 支援対策の①かかり増し経費については、大会等開催する際に、通常開催と比較して日数などが増えたりした場合の会場使用料など、また、入場制限などをした場合の大会の撮影記録等にかかる費用などを補助するものとなっている。

5 の 3 ページ、3. 隠岐地域における県立高校寄宿舎の静養室の確保である。隠岐地

域の県立学校において、濃厚接触者や健康観察が必要な生徒の静養する場所を確保する場合、本土への迅速な移送が必要であることや寄宿舍以外の宿泊施設の確保が困難であることなど、離島固有の課題があるところである。その対応として、島後地域については隠岐水産高校、島前地域については隠岐島前高校のそれぞれ寄宿舍と同じ敷地内に、プレハブの個室の静養室棟を整備することとしている。1棟に3室あるプレハブをそれぞれ2棟ずつ、部屋数でいうと計6室分をそれぞれの学校に整備することとしている。先ほど説明した「かかり増し経費」、あるいは移動・宿泊費、また、隠岐地域の静養室整備は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策調整費を用いて執行することとしている。

○池田委員 特別支援学校の教職員への接種が行われるということで、接種会場は県立中央病院だが、隠岐養護学校の先生たちもそこでしなければならないのか。また、ワクチンの提供が遅れているということで、隠岐でも10月末には18歳以下の人たちも終わるのでないかと言われていたが、ここにきて提供が追い付かなくなり、今年度中にずれ込むのではないかとされている。このあたりはどうか。

○妹尾特別支援教育課長 隠岐養護学校の教職員への接種について、先ほども報告があったように、今回の接種については、出雲の県立中央病院でということであり、県内の12校の特別支援学校の希望する教職員がそこで受けるということである。隠岐養護学校からも何名か希望を聞いている。

○舟木保健体育課長 ワクチンの供給についてだが、ワクチン接種のスピードアップを言われている中で、地方自治体においては、そういった不安を抱えているという報道等もある。まず一義的には、市町村が計画に従って個別接種を進めており、ワクチンの供給に関しては、まだ先行き不透明なところもあるが、島根県内においては、今のところ最終的に2回目のワクチンを受けるところまでできるという形で、健康福祉部と調整を図っている。

○石原副教育長 先ほどの発言、なぜ県立中央病院を会場とするのか、という疑問かと思う。職域接種の場合は、一定の規模の接種対象者数が必要で、場所が指定される仕組みであるので、このたび県警と調整し、県立中央病院を会場に実施するということである。ワクチンの管理の問題等も中央病院に御協力いただいて、資料にもあるように、全県の医療体制などにも影響がないというところを考慮しており、医療職の確保や体制の面からいっても中央病院でしか接種できないということであり、そういった仕組みで運

用している。

○池田委員 隠岐養護学校は隣りが隠岐病院で、なぜ出雲までワクチンを打ちに行かないといけないのかちょっと疑問だ。

○新田教育長 今回の職域接種はいろいろ条件があるが、通常の一般接種を受けることに加えて、早い時点からチャンスをもう1つ提供しようというような位置付けである。コロナのワクチン自体がそもそも強制ではないので、業務命令的な位置付けの接種ではない。そういうことからすると、希望者が希望するところで受けるが、その時に選べるところに中央病院が1つ増えたというような位置付けの方が多分理解はしやすいのではないかと考えている。隠岐病院という話もあったが、職域接種自体が、特定の病院でやるとしても、その病院の本来業務がある。それから本当に感染症があったときに対応しないといけない。そういった本来業務に影響が生じない中で、ぎりぎり入れ込んでいくセッティングである。県内でこの職域接種をもっとどんどんやればよいという意見はよく聞くが、市町村が計画しているワクチン接種の計画であったり、それぞれの病院の計画であったり、そういったものに支障のない隙間にこの職域接種を入れているというように御理解をいただければと思う。

○石原副教育長 職域接種は最低1,000人からということで、1,000人以上の対象者がいないと職域接種自体が対象にならない。先ほど隠岐の方でということについても、職域接種は国の制度上できないということである。

○林委員 個別接種について、今自治体の中では、早いところでは10代の生徒たちにも予約や接種も始まっていると思うが、県外生が多いところに対して、もちろん住民票がなくても受け入れるのはわかっているが、そこは家族に任せているのか、多少なり学校の方が何かしらするのか、何か決まりがあれば教えてほしい。

○舟木保健体育課長 保健体育課の方で、高校生のワクチン接種について情報を集めており、飯南町の飯南高校では、対象は寮生という形で、先月26日の放課後にワクチン接種をしている。津和野町の津和野高校においても、県外生が多いということで、あくまでも希望者にとということであるが、6月30日の放課後に、町の体育館を利用して接種をしている。

○林委員 ぜひとも希望される生徒が、極力受けやすくなる環境を整えていただければと思う。

○新田教育長 今、ワクチン接種の学校の関わりの話が出たが、一方では、このワクチ

ン接種自体は、先ほども言ったが強制ではなく、非常に人権や差別というところも気をつけなければいけないものである。たとえば受けた受けないというところでの不当な差別だったり、子ども同士のいじめの原因になったりというところもある。そういった面で、こういうことはやってはいけませんということを、実は生徒と保護者に向けて、人権同和教育課が主体となって通知を出したところである。感染症の対策に万全を期すことと、そういった人権に配慮することと、これらは絶対に両立させていかないといけない取組であり、そういったところにもまた目を向けていただきたい。

○真田委員 これから総体など全国大会に生徒が出かけていくわけだが、それらの生徒に先にワクチンを打つというようなことは考えていないか。

○舟木保健体育課長 全国の総体等に出場する選手に限って優先的に、ということは考えていない。

○真田委員 県外に出て行くので、どうしてもやはり感染するリスクも高いのではないかと思うが、感染症対策は徹底するにしても、何か考えていただくといいと思う。よろしく願います。

———原案のとおり了承

#### 報告第 17 号 島根県社会教育委員の異動について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 本件と、次の「報告第 18 号 島根県立図書館協議会委員の改選について」にも共通する事項であるが、附属機関の委員の任免及び委嘱又は解嘱は、教育長に対する事務の委任等に関する規則第 4 条において、教育長が専決し、教育委員会の会議において報告することとなっている。この規定に基づいて、このたび委員の発令を行ったので、その報告をするものである。

まず資料の 6 の 1 ページを御覧いただきたい。島根県社会教育委員の異動についてである。社会教育に関する事項について御議論等をいただく県の社会教育委員のうち、退職や推薦いただいている団体内部における異動に伴い、新たに 3 名の方に委員の発令を行なったものである。御覧のとおり玉林玲子委員、久佐日佐志委員、打田祥一委員である。

資料 6 の 2 ページを御覧いただきたい。学校教育関係者の区分の玉林委員、社会教育関係者の区分の打田委員は、それぞれの推薦団体である島根県国公立幼稚園・こども園長会、島根県公民館連絡協議会の団体内部で異動があり、新たに推薦をしていただいた。学校教育関係者の区分の久佐委員は、前任の委員が退職されたことから、前任委員と同じ県

西部の中学校長で、社会教育主事有資格者という条件に合う方の中から選定させていただいた。任期は2年であるが、新たに御就任いただいた委員の任期は、他の委員と同様に、令和4年6月23日までとなっている。委員12名の内訳は、男性7名、女性5名。東部8名、西部3名、隠岐1名となる。

———原案のとおり了承

#### 報告第18号 島根県立図書館協議会委員の改選について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 資料の7の1ページを御覧いただきたい。こちらは島根県立図書館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについての意見を述べていただく島根県立図書館協議会委員の委員の任期満了に伴って、図書館法及び島根県立図書館条例の規定に基づき、委員の発令を行なったものである。任期は令和3年6月19日から令和5年6月18日までの2年間である。条例の規定では、定数は10人以内で、学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験という4つの区分から任命することとなっている。

資料の7の2ページを御覧いただきたい。学校教育関係の3名の方々は、いずれも委員の推薦をいただいている団体から推薦を受けた方々である。社会教育関係の2名のうち、石倉委員は再任である。もう1人の方は、従来、県内公共図書館の館長の中からお願いしているところであり、地域バランス等を考慮し、このたびは隠岐の島町図書館の谷口館長に委員をお願いした。家庭教育関係の1名は以前から公募委員としている。今回は4月1日から5月10日までの期間に募集を行い、1名の応募があり、面接、選考委員会での選考を経て、伊藤委員に決定した。学識経験者4名のうち木内委員は再任である。佐藤委員は、経営、経済の分野で、社会貢献や文化振興等にも取り組んでおられる山陰合同銀行から、また、高島委員は、マスコミの分野で、県政全般について広く報道されている山陰中央新報社から、それぞれ推薦を受けた方々である。4人目の委員は、教育行政関係者として、従来、県内市町村教育委員会教育長の中からお願いしているところであり、地域バランス等を考慮し、このたびは津和野町教育委員会の世良教育長に委員をお願いした。

前のページにお戻りいただきたい。以上委員10名の内訳であるが、男女別では、男性5名、女性5名。地域別では、東部8名、西部1名、隠岐1名。新任・再任別では、新任8名、再任2名となる。

———原案のとおり了承

## 報告第 19 号 文化財（史跡）の指定について（文化財課）

○中島文化財課長 資料 8 の 1 ページをお願いします。6 月 18 日に開催された国の文化審議会で、「久喜銀山遺跡」について、国史跡として新たに指定するよう答申があったので御報告する。今後、官報告示を経たうえで正式な指定となる。

ここで、8 の 2 ページを御覧いただきたい。所在地については、左上の位置図にあるとおり、邑智郡邑南町で、広島県との県境に非常に近いところに位置している。また、指定の範囲については、右上の史跡指定範囲図の今回指定する範囲として線で囲ったところで、左側から縄手吹所跡、久喜製錬所跡、床屋吹所跡、大林採掘跡の 4 カ所となり、面積は合わせて約 44 ヘクタールとなる。

ここで 8 の 1 ページに戻っていただきたい。5) の概要について御説明する。久喜銀山遺跡は、戦国時代から明治時代にかけて、方鉛鉱という鉛を主成分とする少量の銀を含んだ鉱石を産出した鉱山遺跡で、戦国時代から江戸時代初期にかけての遺構としては、地表に出ている鉱脈を掘り取った露頭堀跡、鉱石を溶かす前に加熱して硫黄分を取り除く焼竈跡や、鉛や銀を製錬した炉跡などがあり、また、明治時代に導入された近代的な製錬所跡なども残されている。また、そこで産出された鉛の一部は石見銀山に運ばれ、灰吹法という、銀を鉛に溶け込ませてから効率的に銀を抽出する精錬の方法であるが、それに使われたことが科学分析により明らかになっている。他の鉱山では、近世以降で新しい設備に置き換わった際に、それ以前の設備が廃棄されるなどで、銀生産の過程が明らかになっていない中で、久喜銀山遺跡については、中世から近代にかけての鉱山における銀などの生産技術を示す遺構がよく残されている貴重な遺跡であると評価されたところである。おつて史跡が指定になると、県内の国指定の史跡の件数は 57 件となる。

———原案のとおり了承

## 報告第 20 号 旧海軍大社基地関連施設群の史跡指定要望への対応について（文化財課）

○中島文化財課長 資料 9 の 1 ページをお願いします。1 趣旨にあるとおり、島根史学会など 3 団体から、出雲市斐川町にある旧海軍大社基地関連施設群を保存するよう要望を受けていることに関して、県の考え方について御説明する。

まず、2 の旧海軍大社基地施設群の概要について、9 の 3 ページの資料①を御覧いただきたい。この施設は、1945 年、第二次世界大戦が終結した昭和 20 年の 3 月から 6 月までの短期間で造られた海軍の航空基地跡で、現在は、上側の図のとおり、滑走路やその

周辺に爆撃機を隠すために掘られた掩対壕や爆弾庫の跡が残されている。このうち、滑走路跡については、下側の図のとおり、もともとの延長は1,500メートルであったが、昭和50年代から民間利用が進み、現在では葬祭会館やソーラー発電事業地となるなど、一部が残されているという状況である。

9の1ページに戻り、3の経緯であるが、まず、令和2年11月20日に財務省中国財務局が、先ほどの資料①の黄色く塗りつぶした滑走路の部分約600メートルの滑走路跡地の売却について入札を公告され、今年1月21日に落札決定したことが発表された。発表後、しばらくしてから、民間の事業者が落札したことがわかった。その後、3月17日に、島根史学会など、3団体から、知事及び教育長に要望書の提出があり、さらに4月15日に、文書での回答を求める要望が出されているところである。

4 要望の内容について、要望団体においては、この施設を大社基地遺跡群と称しているが、1. 総合的な学術調査を行うこと、2. 県指定史跡に指定して保存すること、3. 貴重な戦争遺跡として保存管理計画を策定し、今後の整備と活用について検討することの3点である。ここで5 要望に対する県の考え方である。1点目、大社基地施設群は、先ほど説明したとおり、第二次世界大戦の終戦直前に造られたものであるが、第二次世界大戦期に作られた戦争遺跡、または第二次世界大戦により破壊された戦争遺跡のうち、国指定史跡となっているのは、原爆ドームと長崎原爆遺跡の2例のみしかないこと。なお、この2例は大戦で破壊されたものであって、大社基地のように大戦時期に造られたものではない。また、都道府県指定については1件も指定されていないという状況であり、日本全体として、戦争遺跡の文化財としての価値判断基準、つまり保護指定という観点からの価値判断基準が明確に定まっていない状況であることを勘案すると、滑走路用地の買上げであるとか、保存するための維持管理費など、多大な公費を投じて、県指定史跡として保存するという判断はできないこと。2点目、このため、県指定史跡を目指した学術調査を実施する考えはないこと。3点目、要望にある保存管理計画とは、文化庁が策定を推奨する保存活用計画を指すものと思われるが、これは史跡指定と保存を前提とする計画であるため、策定する考えはないこと。4点目、県としては以上のような考えであるが、一方で、6月14日の出雲市議会において、市の執行部から当時を偲べる方法を含め、市としてできることを検討すると答弁されていることから、県としても、今後どのように対応していくか引き続き出雲市と検討していきたいと考えていること。5点目、令和3年1月に、民間事業者が取得した滑走路については、事業者と出雲市で

行われている開発協議を注視していく考えであること。以上である。

6 参考資料であるが、資料①については、先ほどの説明の中で御覧いただいたが、9の4ページ、資料②の全国の指定文化財（国・県）戦争遺跡一覧をお付けしている。国や県に文化財として指定された戦争遺跡は全国で26あるが、ほとんどが明治、大正期のものであり、また、表の右から3番目、文化財の種別欄で、重要文化財、有形文化財となっているものは、建造物としての価値が評価されているものが多いといった状況である。また、先ほどの説明の繰り返しになるが、第二次世界大戦期の戦争遺跡については、国指定となっているのは原爆ドームと長崎原爆遺跡の2例のみで、県指定は1例もない。

○真田委員 9の4ページ、全国の指定文化財戦争遺跡一覧で、原爆ドームと長崎原爆遺跡の2点だけが指定をされているということである。そのほかにも遺跡はあると思うが、なかなか指定が進まない理由というのがあるのか。

○中島文化財課長 国の史跡指定基準が、第二次世界大戦期までを対象とするように改正されたのは平成7年で、それまでは明治中期までということであった。その改正があってからだいたい25年以上が経過したことになるが、現在までで、国指定史跡は、核兵器が人類史上初めて使用され、日本において戦争の惨状を象徴する原爆ドームと長崎原爆遺跡のみに留まっている。このように戦争遺跡の指定が進まないことについては、第二次世界大戦期の戦争遺跡に対して、必ずしも肯定的な受けとめだけでなく、マイナスの負のイメージをもたれているためということも言われている。日本全体として、文化財としての評価が定まっていないことも背景にあると思う。文化庁では、幕末から第二次世界大戦終結期までの、様々な近代遺跡について調査を行った。そのうち産業分野であるとか交通とか、そうしたことについては報告書が順次刊行されているが、この戦争遺跡については、いまだに報告書が刊行されていないといった状況であり、保護の対象とか考え方とかそうしたことが明確になっていないものと、我々は受けとめている。そのため、島根県だけではなく他の都道府県においても、戦争遺跡について、それぞれどれぐらいの価値づけができるのかとか、保護の対象とすべきなのかという判断するための比較対象や物差しがないということで、この県指定についても1件もないといった状況にあるのではないかと考えている。

———原案のとおり了承

## 新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第 7 号 令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

——原案のとおり議決

議決第 8 号 令和 4 年春の叙勲候補者の推薦について（保健体育課）

——原案のとおり議決

議決第 9 号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

○中島文化財課長 それでは、島根県文化財保護審議会に対する諮問について御説明する。資料 12 の 1 ページをお願いします。

1 主旨にあるとおり、島根県文化財保護条例の規定により県指定有形・無形文化財として指定するには、県教育委員会の議決をいただいてから島根県文化財保護審議会に諮問するという手続になっている。

今回の指定案件は 2 諮問事項のとおり、無形民俗文化財唐川神楽である。12 の 2 の下に指定の流れを記しているが、本日はこの図の左から 2 番目の段階になる。本日議決をいただくと、8 月 5 日に開催を予定している審議会で諮問し、指定するよう答申をいただいたら、おって教育委員会で指定の議決をいただき、その後県報告示を経て県指定文化財となる。

それでは、無形民俗文化財唐川神楽の内容について御説明するので、12 の 3 ページをお願いします。唐川神楽は、出雲大社の東側、道順としては鱈淵寺の西側に位置する島根半島山間部に位置する出雲市唐川町で伝承される神楽で、もともとこの地域では神職の神楽も行われていたが、現在の唐川神楽はそれとは別系統のもので、江戸時代の文政 8 年に御神楽師「ひろせしょうあん 広瀬正庵」によって一般の人々に伝授されたものと伝えられている。第二次世界大戦後に一時存続が危ぶまれたが、昭和 45 年から唐川自治会が担い手となって継承されており、平成 12 年からはお茶の里唐川館で 2 年に 1 度の奉納神楽を行っている。

7 指定を諮問する理由について、①七座——ストーリー性のない儀式的な舞、式三番

——能楽から取り入れられた儀式的な舞、神能——神話や伝説をモチーフとするストーリー性のある娯楽的な舞、これら出雲地域に伝わる神楽と共通する特徴を備えながらも、七座の「<sup>ごさまい</sup>莫塵舞」、式三番の「<sup>さんぼそう</sup>三番叟」に見られる滑稽な所作や、「<sup>すさき</sup>素戔」の独特な大蛇の形態など、他の神楽とは異なる独自の特徴もあり、出雲地域の神楽の多様性を伝える点で重要であること。②先ほど説明した文政8年の伝来時にあった20演目に、明治期になって1演目が加わり、21演目が伝えられていたと考えられているが、現在でも伝来時とほぼ変わらない20演目を伝え続けており、このことは民俗芸能の伝承が困難になりつつある今日において貴重であること。③<sup>てんがい</sup>天蓋、<sup>ちみち</sup>千道、切り飾りなどの舞台飾りや奏楽にみられる独自性などは、出雲地域の神楽の変遷を考える上で好資料となること。④舞手には、青年、壮年の方から、高校生から小学生までの少年も加わって演じられており、後世に伝承していく上で当面の不安が認められないこと。以上のことが調査研究によって明らかとなり、唐川神楽は、地域的な特徴と高い文化的価値を有する神楽として重要な無形民俗文化財であると認められたことが、指定に向けて諮問する理由である。説明は以上であるが、これまで専門用語がたくさん出てきており、舞の特徴などは実際に見ていただかないとなかなかお伝えできないので、本日は動画映像を準備した。時間は約8分ほどであるが御覧いただきたい。担当の矢野企画員から適宜解説もさせていただきます。

#### 【動画鑑賞】

○中島文化財課長　なお、現在、県指定無形民俗文化財は33件あり、これが指定されれば34件目となる。

○池田委員　全部の演目をするるとどれぐらいの時間がかかるか。また、お茶の里唐川館で、2年に1回奉納神楽を行うということだが、この神楽をする場所は決まっているのか。隠岐でいえば久見神楽の神楽殿があるが、そういうものがあるのか。

○中島文化財課長　2年に1度のお茶の里唐川館の奉納は、11月2日の夜から3日の未明にかけてということである。また、この他、出雲市の無形文化財発表会であるとか、地元の鱈淵伝統芸能大会に参加されて一部の演目を舞うこともあるので、そうした機会に見ることができるということである。全部やると夜7時から翌日の3時過ぎ、4時近くまでになる。

○真田委員　県の無形民俗文化財として指定されている神楽はどれくらいあるか。

○中島文化財課長　今無形民俗文化財が33件と申したが、このうち神楽は13件である。その13件の内訳としては、出雲神楽が5件、石見神楽が5件、隠岐神楽が3件となって

いる。

○真田委員 出雲神楽というのは主にどこがあるか。

○中島文化財課長 大東町の海潮山王寺神楽とか、雲南市の大原神職神楽などが出雲神楽で指定を受けている。隠岐は久見神楽や原田神楽などが指定を受けている。

———原案のとおり議決

**承認第3号 教育委員会事務局職員（管理職）の人事異動について（総務課）**

———原案のとおり承認

**協議第3号 令和4年度全日制県立高校の各圏域における入学定員について（学校企画課）**

———資料により協議

**新田教育長 閉会宣言 16時00分**